

第4節 高齢者の権利擁護と虐待等への対応

- 高齢者の権利擁護について、都民や区市町村に適切な情報提供を行い、普及啓発を図るとともに、成年後見制度などに取り組む区市町村を支援します。
- 高齢者の虐待防止と早期発見に向け、区市町村や介護保険事業者における人材育成と都民への普及啓発に努めます。
- 高齢者の消費者被害を防止するための区市町村の仕組みづくりを推進します。

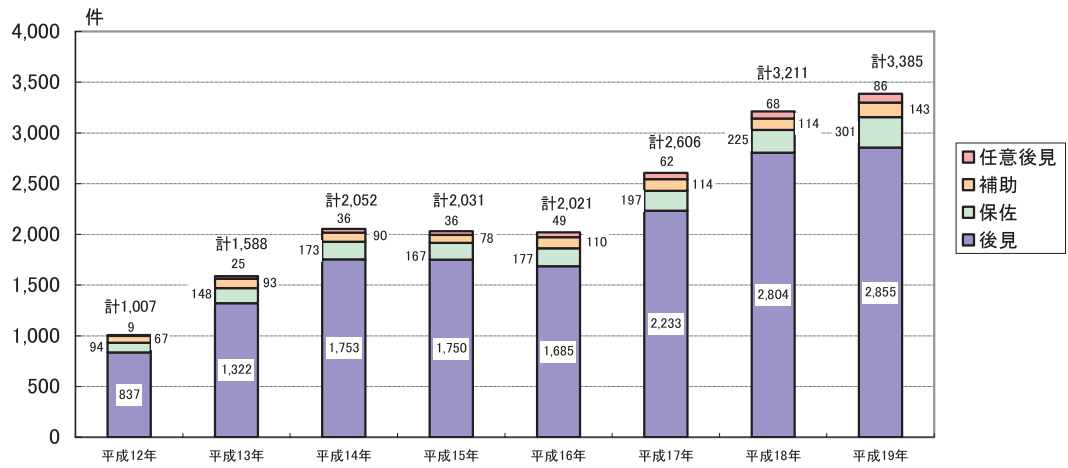
1 高齢者の権利擁護

【現状と課題】

- 平成12年4月の介護保険制度の開始に併せて、従来の民法の禁治産者・準禁治産者制度を改め、より使いやすい制度として成年後見制度が施行されました。これまで、都では、判断能力が十分でない方々などが安心して地域で生活できるようにするため、福祉サービスの利用に係る相談や権利を擁護する取組などを行う区市町村等への支援を進めるとともに、成年後見制度の活用を進めるために、区市町村職員向け手引書の作成等に取り組んできました。
- 権利擁護に係る取組は、地域で対応する体制が進んできました。成年後見制度については、制度開始以降、利用件数は着実に伸びていますが、依然として制度の認知状況が十分でないことや、利用に当たり身近な場所に相談窓口がないことなどから、制度の活用に向けて、より一層の取組が必要です。

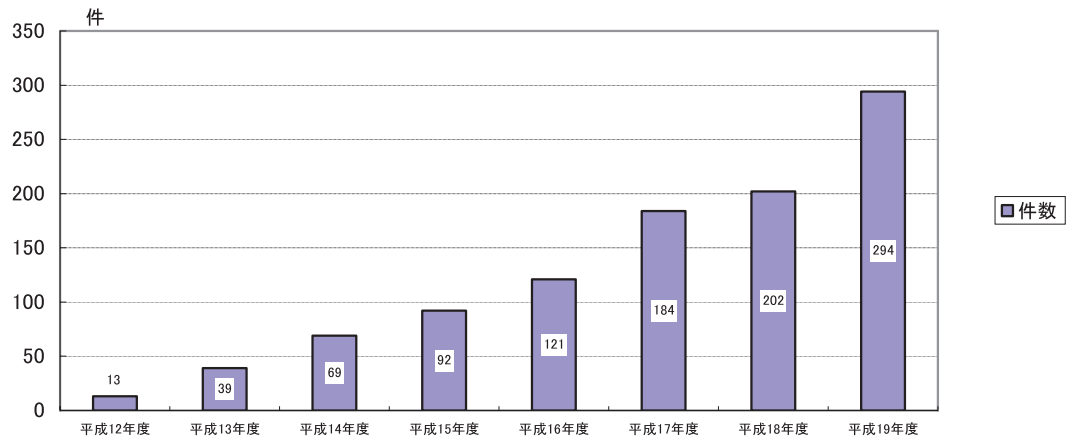
< 成年後見制度の申立実績の推移（平成12年～19年） >

① 申立実績（東京都）



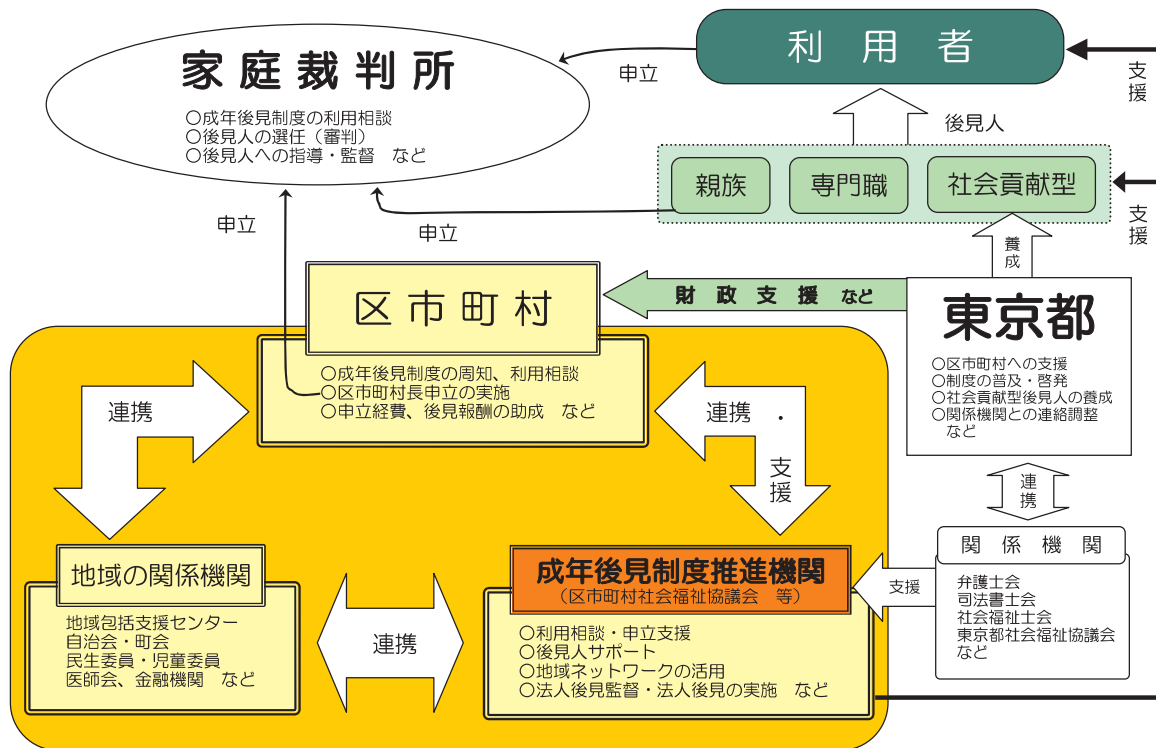
資料：東京家裁統計資料に基づき作成

② 区市町村長申立（東京都）



資料：東京都福祉保健局生活福祉部作成

<成年後見活用あんしん生活創造事業>



資料：東京都福祉保健局生活福祉部作成

【施策の方向】

- 成年後見制度の利用が必要な方等に対して、適切な情報提供を行うとともに、区市町村長申立等を利用して、成年後見制度へ結び付けます。
- 成年後見制度に対する一般への周知・理解を促進するとともに、成年後見制度の活用促進のための取組を行う区市町村への支援を行います。
- 費用負担能力や身寄りのない人でも制度を活用できるようセーフティネットの仕組みをつくります。

【主な施策】

・高齢者権利擁護推進事業〔福祉保健局〕

区市町村職員や介護サービス事業者管理者等に向けた研修の実施、権利擁護に関する普及啓発を行います。

・日常生活自立支援事業〔福祉保健局〕

認知症高齢者等の判断能力が十分とはいえない方が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用に当たって必要な手続きや日常的な金銭管理などについての支援を行います。なお、本事業は本人との契約により実施されるため、内容を理

解し、契約を締結することができる程度の判断能力のある方を対象とします。

・ **福祉サービス総合支援事業〔地域福祉推進区市町村包括補助事業〕〔福祉保健局〕**

住民に身近な区市町村が行う、福祉サービスの利用援助、成年後見制度の利用相談、福祉サービスの利用に際しての苦情対応、判断能力が不十分な方々の権利擁護相談などの福祉サービスの利用者等に対する支援を総合的・一体的に実施するための体制整備を支援します。

・ **苦情対応事業〔福祉保健局〕**

利用者に身近な地域において実施される福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、利用者が安心して自ら福祉サービスを選択し利用することができるよう、福祉サービスの利用に際しての相談や苦情に適切に対応できる仕組みを整備します。

・ **成年後見活用あんしん生活創造事業〔福祉保健局〕**

成年後見制度の積極的な活用を図るため、区市町村が行う成年後見制度推進機関の設置などの取組を支援するとともに、制度の普及啓発や研修の実施、後見人等候補者の養成などを実施します。

地域活動9

問い合わせ先：(社福)品川区社会福祉協議会 品川成年後見センター 電話：03(5718)7174(直)

品川区 市民後見人養成事業

品川成年後見センターでは、平成18年4月から、市民後見人の養成事業に取り組み、NPO法人とともに成年後見制度の普及と安定的な活用を推進しています。

認知症高齢者の急増に伴って、今後、成年後見制度に対する期待が一層高まっており、後見人業務を適正に遂行できる人的資源の開拓が求められています。

本事業は、申立て需要に対し供給が不足しがちな「第三者後見人¹」の受け皿として一般区民を「市民後見人」として養成し、認知症高齢者や障害者等の権利擁護を地域主体で支援するものです。

市民後見人には、一定の倫理観を有し、社会貢献に意欲を持った区内在住者を対象として、毎年50名程度を養成します。

弁護士、司法書士、社会福祉士、看護師、品川成年後見センター職員を講師として、「市民後見人養成・研修講座」3日間(21時間)並びに「フォローアップ研修」3日間(21時間)の研修を通じ、制度概要、認知症高齢者・障害者の特性、関連福祉制度、法律等の知識、事例研究、後見実務、市民後見人の役割と心構え等を身に付けていきます。

研修修了者40名が、平成20年1月にNPO法人を設立、認証され、既に2件の申立て事例について、後見業務に当たっています。(この事例については、品川区社会福祉協議会が後見監督人となっています。)

今後も、区社協とNPOが協力しながら、市民後見人の積極的な養成を図り、認知症高齢者や障害者を地域主体で支え合う仕組みを通じて、住民参加型の地域福祉を推進していきます。

<市民後見人養成・研修講座の様子>



¹ 第三者後見人
親族以外の第三者が後見人として選任されたもの

2 高齢者虐待への対応

【現状と課題】

- 高齢者虐待は、家族等の介護疲れなどに起因するストレスの増大や、高齢者の認知症による言動の混乱、家庭内における精神的・経済的な依存関係などのバランスが崩れるなど、様々な要因が重なり合って発生します。
- 東京都など都市部における発生要因としては、近隣との付き合いが少なく家族が問題を抱え込みやすい傾向にあることや、家族の規模が小さくなることにより人間関係が閉塞化し負担が集中しやすいことなどがあげられます。
- 特に養護者によるものの相談・通報件数は、平成18年度と平成19年度とを比較すると1割以上の伸びで増加しています。

<相談・通報件数、虐待判断件数(東京都)>

	養介護施設従事者等によるもの		養護者によるもの	
	相談・通報件数	虐待判断件数	相談・通報件数	虐待判断件数
平成19年度	26件	3件	1,860件	1,324件
平成18年度	27件	4件	1,677件	1,200件
増減 (増減率)	△1件 (△3.7%)	△1件 (△25.0%)	183件 (10.9%)	124件 (10.3%)

資料：東京都福祉保健局高齢社会対策部「平成18、19年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」

- また、介護保険施設や居宅介護サービスなど、高齢者の生活を支えるサービスに従事する者による虐待も問題になっています。
- 平成18年4月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」が施行されました。この法律においては、虐待の通報を受けるのは住民に身近な区市町村となっており、多くの区市町村では、地域における高齢者虐待対応の窓口は地域包括支援センターが担っています。通報受理後の対応方法や虐待防止のための体制づくりについては、各専門機能をもつ他の関係機関（介護事業者、医療機関、警察、弁護士等）とのネットワークの構築が遅れています。